質の担保

論点①－2　配置基準の弾力化

対応案

■ サービスの質の確保や職員の負担に配慮しつつ、サービスの維持・確保を図るための、サービス事業所間の連携やICT機器の活用等を前提とした管理者・専門職の配置基準の弾力的な対応を行うにあたり、特定地域サービスの実施に関し、以下のとおりとしてはどうか。

・福祉人材確保に係る取組、かつ、生産性向上に係る取組を行っていることを実施の要件とすること

・緩和の内容に応じて、ICT機器の活用、サービス・事業所間での連携（社会福祉連携推進法人への加入・介護事業者の連携強化に係る協定の締結）等、サービスの質の確保や職員の負担への配慮のための措置を講じていることを求めること

・特定地域サービスを実施する場合、事業者、利用者、ケアマネジャー、市町村の職員等が参画し、配置基準の弾力化に伴う職員負担が過大となっていないか、サービスの質や安全性に影響が生じていないか等について確認を行う「特定地域運営推進会議」を定期的に開催する（概ね６月に１回以上。施設サービスにあっては概ね２月に１回以上。）ことを求めること

・制度導入による利用者・従業者等への影響について、国や自治体が事後的に検証を行い、評価を行うこと

（注）こうした評価等を行う自治体や専門職の負担等も踏まえた制度設計にする必要がある。

■ 施設における特定地域サービスの報酬に係る国が定める基準について、このようにサービスの質の確保等を前提とすることから、配置基準の弾力化に伴い低い水準を定めることとはせず、指定サービスと同様としてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.55 より抜粋

質の担保

論点①－2　配置基準の弾力化

論点①－２

■ 中山間・人口減少地域について、人材確保や今後のサービス継続が極めて厳しく、現行の基準のままではサービスを継続することが困難となる可能性があるところ、サービスの質の確保等のための仕組みを前提として、利用者の処遇が適切に行われ、かつ、職員の業務負担の観点から支障がない場合に限った配置基準の弾力化等の対応が求められている。

■ 具体的には、論点①－１のような配置基準の弾力化を行うに当たっては、サービスの質の確保及び職員の負担への配慮の観点から、自治体による運営指導のほか、運営推進会議や外部評価といった公正・客観的にサービスの質を確認できる取組や、従業者等が参加する委員会の実施を要件とすること、市町村・ケアマネジャーといった専門職等による定期的なモニタリング・アセスメントや見直しを要件とすることが必要であるところ、そうした方策について、どのように考えるか。

■ 特定地域サービスの報酬について、国が定める額を基準として、市町村が定めることとされている。施設系サービスにおいては、従来から包括報酬であることに加え、このようにサービスの質の確保等を前提とすることを踏まえ、その報酬についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.54 より抜粋